



## ◆◆関東地方整備局の動き◆◆

### 1. 関東地方整備局から緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣しています。

平成23年台風第12号に伴う大雨により、奈良県、和歌山県、三重県等で洪水氾濫、土砂崩れなどが発生し、公共土木施設等に大きな被害が発生していることから、本日より現地踏査による被災状況調査を開始するため、関東地方整備局の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）被災状況調査班等を派遣していますのでお知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/saigai/kyoku\\_dis00000031.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/saigai/kyoku_dis00000031.html)

### 2. 「災害時の情報交換に関する協定」締結式について

厚木市・伊勢原市・秦野市と関東地方整備局で締結を行いますのでお知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku\\_00000022.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000022.html)

### 3. 関東「道の駅」新たに2箇所登録へ

「道の駅」は、誰もが気軽に休憩でき、その地域の特産品や文化にふれたり、地域住民との交流の場となる施設です。地域の魅力あふれる2箇所が新たに仲間入り！ 関東地方整備局管内で以下の2箇所が登録されましたのでお知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku\\_00000368.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000368.html)

### 4. 東北地方太平洋沖地震による関東地方の地盤液状化現象の実態調査結果について

関東地方整備局は、公益社団法人地盤工学会と共同して、今年3月11日の地震で関東地域の広範囲にわたって住宅、道路、河川堤防、港湾施設、ライフライン等に多大な被害をもたらした地盤液状化現象の実態について調査し、今後の対策技術の資料とするため調査結果をとりまとめましたのでお知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku\\_00000373.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000373.html)

## ◆◆国土交通本省の動き◆◆

### 1. 静岡地域におけるXバンドMPレーダの降雨観測情報の一般配信の開始について

近年、増加する集中豪雨や局所的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による水害や土砂災害等に対して、適切な河川管理や防災活動等に役立てるために、国土交通省では、局所的な雨量をほぼリアルタイムに観測可能なXバンドMPレーダの整備を進めています。

今年7月1日より試験運用による降雨観測情報の一般配信を開始しました6地域に続き、静岡地域についても9月9日より一般配信を開始しましたのでお知らせします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000394.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000394.html)

### 2. 平成22年度国土交通白書について

平成22年度国土交通白書については、8月26日の閣議で配布、公表されましたのでお知らせいたします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo08\\_hh\\_000046.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo08_hh_000046.html)

### 3. 東日本大震災 初動の記録 災害時ノウハウ集について

「災害時ノウハウ集」は、東日本大震災初動の応急対応の中で、災害対応を円滑に遂行するために各部局や現場で行われた様々な工夫やノウハウについて主なものをとりまとめましたのでお知らせします。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000378.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000378.html)

### 4. 平成23年度 国土交通省国土技術研究会の開催について

平成23年度国土交通省国土技術研究会を10月17・18日に開催いたします。各課題の発表は、国土交通省、独立行政法人、地方公共団体等の技術者です。聴講者は、学会、民間を含めた広く一般の技術者が参加されますのでお知らせいたします。※一般参加が可能です。（参加費無料・事前申込不要）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000157.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000157.html)

◆◆地域の動き◆◆

「多摩川河川敷におけるバーベキュー対策」について

川崎市 建設緑政局 緑政部  
多摩川施策推進課

1 はじめに

(1) これまでのバーベキュー利用の現状と対策

川崎市内の多摩川河川敷は、市街地に隣接した貴重な自然空間であり、日常的な散歩や市民の憩いの場、スポーツ利用等で親しまれている。特に、高津区二子橋周辺の多摩川河川敷は、交通の便が良く、手軽に多摩川を訪れることが可能である。また、平成8年頃からはインターネットや各種情報誌で紹介されたこともあり、バーベキュー利用が増加し、それに伴い、バーベキュー利用に伴うゴミの大量発生・不法投棄や夜間の花火等による騒音、周辺住宅地での排泄行為など、モラルの低下による迷惑行為も増加した。

このため、国や鉄道事業者など施設管理者及び近隣住民の代表者を交え、バーベキュー対策会議を開催し、マナー啓発を中心とした対策として、チラシの配布やポスターの掲示、河川敷内にゴミ置場の設置等を進めてきたが、問題の解決には及ばず、抜本的な解決が求められていた。

バーベキュー利用に起因する様々な問題点を解決するための課題点を抽出すると迷惑行為の低減と市費負担の軽減が挙げられた。これらの課題の解決に向けた対応方針を決定するにあたり、バーベキュー利用の全面禁止や有料化による対策が考えられたが、河原部分を利用した施設の運営事例が少ないことや地元への迷惑行為やバーベキュー利用者の実態を把握した上で検討することが必要であると考えたため、ルールや受益者負担を設定した社会実験を行い、課題点を精査し、本格実施に向けた対応方針を策定することとした。

2. 社会実験の実施

(1) 昨年度の社会実験概要

社会実験の期間は平成22年9月1日から30日までの1ヶ月間とし、実施区域や利用時間、利用ルール等を定めて行うとともに、利用者からはゴミ処理費用や会場の運営経費として6歳以上1人につき500円を徴収した。また、バーベキュー利用に伴う迷惑行為を防ぐため、図-1に示すとおり、周辺区域を含めて占用許可を取得し、24時間体制で巡回パトロールを行った。なお、実験の実施にあたっては川崎市公園緑地協会の協力による管理運営を行うとともに、利用者や地元へのアンケート調査も行った。

(2) 社会実験の結果と  
とりまとめ

社会実験期間中の来場者数は14,040人であり、収入は約690万円、支出は約585万であった。また、実験を行うための施設設置や夜間警備費等として

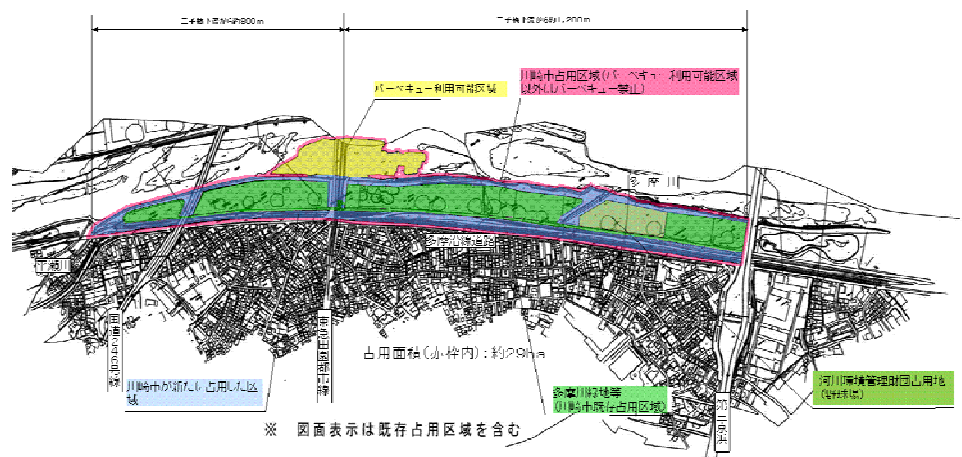


図-1 社会実験区域

約450万円を支出した。

利用者アンケートでは、約9割の利用者が料金徴収について理解を示したほか、500円の金額設定についても、約8割の利用者が妥当と回答した。

一方、近隣住民のアンケートでは、バーベキュー利用を認めてもよいとの回答は約7割であったほか、バーベキュー利用者に必要な負担を課すべきとの意見は約9割であり、迷惑行為の状況については、改善されたとの回答が約8割であった。

こうしたことから、収支状況や住民アンケート等を踏まえ、全面禁止のパターンと利用可能区域を定めて利用制限・有料化をしたパターンの2つのパターンで比較するとともに、必要な措置やバーベキュー利用を可能とする区域などを検討した。

まず、バーベキューそのものに対する対応であるが、「全面禁止」は、バーベキュー利用によるにおいなどの迷惑行為の低減が期待できるが、年間10万人近くいるバーベキュー利用者のニーズに応じておらず、利用者が他の地域に流れることで迷惑行為が広範囲に拡散してしまうことが考えられた。

さらに、バーベキューの利用者を排除するために川崎市内の多摩川の全エリアで警備を実施する必要があるが、そのような手法は現実的ではないと判断した。

一方、バーベキュー利用が可能な地域を定め、「利用制限・有料化」した場合は、利用者のニーズに応えられるとともに、利用者から施設の維持管理費用等相当額を徴収することで市費負担の軽減を図ることができる。利用者アンケートの結果からも大部分が有料化に理解を示していることから、有料化を実施したとしても他の地域への拡散は少ないと考えた。また、迷惑行為は完全に消滅するわけではないが、利用制限としてルールを定めたことによる迷惑行為の低減は、社会実験の結果からも明らかとなっている。

こうしたことから、「利用制限・有料化」のパターンで今後の実施に向けた検討を行うことが適切と考えられた。また、多摩川におけるバーベキューについて適正な利用を図るにあたっては、近隣住民等への迷惑行為低減のために徹底的な場内管理が必要であるとともに、料金を徴収するが故、一定の提供水準の確保も必要なことから、管理能力の効率化・集中化を図るため、現時点ではバーベキュー利用可能区域を限定することが必要であった。この利用可能区域については、社会実験を含めた検証について、当該地域の住民代表を交えたバーベキュー対策会議で熟度が深められたことや、その実験の結果も一定の効果がみられたことから、社会実験を行った高津区二子橋周辺の河原部分をバーベキュー利用可能区域と定めた。

これらを「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画（案）」として、平成23年11月にとりまとめを行った。

### 3. 本格実施に向けて

#### (1) パブリックコメントと条例改正

平成23年11月に策定した「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画（案）」について、11月末から12月末にかけてパブリックコメントを行い、年明けの1月末に「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画」を策定した。



社会実験の様子

適正利用計画の策定後は、速やかにバーベキュー対策を実行するため、バーベキュー利用可能区域を都市公園区域に編入するとともに、有料のバーベキュー広場として位置付けるため、平成23年の3月議会に都市公園条例の改正議案を提出した。この改正議案には、利用時間が定められた有料施設としての位置付けだけでなく、柔軟な管理運営が行えるように平成24年4月からの指定管理者制度を導入する都市公園としての位置付けも併せて行ったところであり、現在、業務委託による施設の運営を進めながら、指定管理者の選定作業も行っているところである。

## 4. おわりに

### ① 今後の対策と他地域における対応方針

平成23年4月から運営を開始した多摩川緑地バーベキュー広場は、これまでに台風や大雨などの悪天候で幾度となく一時閉鎖を行ったものの、9月中旬には延べ利用者数が10万人を超えた。この間、利用時間や利用ルールについての苦情や要望は本市にいくつも寄せられたが、近隣への迷惑行為に関する苦情等は大きく減少している。しかしながら、他地域でのバーベキュー利用は依然として行われていることから、今後、これらの地域におけるバーベキュー対策会議を設置し、全面禁止を基本とした対策を策定する予定としている。また、来年度からは指定管理者制度による管理運営を開始する予定となっている。市費負担の軽減と迷惑行為の低減に留まらず、地域社会への貢献や利用者へのサービス向上等も図っていきたい。